

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物、これに付属する工作物及び立木その他土地に定着する物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年6月15日

甲府市長 樋口雄一

1 建築物の所在等

所在地 甲府市太田町366番1

建築物1

家屋番号 367番の4

種類 居宅

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

延床面積 40.49平方メートル

建築物2

家屋番号 367番の5

種類 居宅

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

延床面積 65.02平方メートル

2 所有者等が行うべき措置の内容

当該建築物の除却、敷地内残置物の撤去及び立木の伐採

3 措置の期限

令和8年6月29日

所有者等が期限までに2の措置を行わない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行い、措置に要した費用を所有者等から徴収する。

4 動産等の取扱い

市長等が2の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、3の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、5の問合せ先へ通知すること。

5 問合せ先

甲府市まちづくり部まちづくり総室空き家対策課

電話 055-237-5350